

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書

後期高齢者医療制度は、昭和58年に施行された老人保健法に基づく老人保健制度の諸問題を解決するとともに、現役世代と高齢者の負担の明確化や負担能力に応じた世代間での公平な負担を行い、公費を重点的に充てることにより、国民全体で支える制度の確立を目指したものである。

しかし、現状においては、制度の仕組みが複雑であることに加え、高齢者の新たな負担、保険料の年金からの天引きなど、多くの問題点が指摘されている。

また、高齢者に関する診療報酬の改定により、受けられる医療の限定や医療内容の低下が懸念されており、これらが高齢者の不満や不信感を強くしている。

こうした不安や混乱がこれ以上続くことになれば、制度は信頼を失い、さらには医療制度の崩壊につながる恐れもある。

この制度の施行前に一定の激変緩和措置が講ぜられ、本年6月にも制度の運用改善策が決定されたところであるが、高齢者の不安等を払拭するには至っていない。

よって、国においては、本年4月からの制度の施行状況等を十分に検証し、問題点を明らかにしたうえで、高齢者に過度な負担を求めることなく、安心して医療を受けることができるよう、早急に本制度の適切な見直しを実施するとともに、将来に向かって国民の理解を得られる制度となるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月25日

千葉県成田市議会